

奈良県特別職報酬等審議会

【 第 6 回 】

平成24年10月5日（金）
奈良県婦人会館 中研修室（3）

《 目 次 》

	〈頁〉
1 第5回奈良県特別職報酬等審議会の議事内容について	1
2 行政委員の報酬のあり方に係る特別職報酬等審議会意見集約の方向	2
3 行政委員の報酬のあり方に係る論点と特別職報酬等審議会委員の意見	3
4 主な行政委員会委員の報酬の全国状況（平成24年8月時点）	4
5 日額月額併用制の県の報酬額（平成24年8月時点）	5
6 日額月額併用制の場合の報酬額設定の考え方（案）	6
7 行政委員報酬改定額試算	7
8 教育長の給与のあり方に係る特別職報酬等審議会意見集約の方向	8
9 教育長の給料月額改定額試算	9
10 行政委員の報酬・教育長の給与のあり方に関する意見書の構成（案）	10

第5回奈良県特別職報酬等審議会の議事内容について

事務局が資料に基づき他の都道府県の行政委員の報酬制度や教育長の給与等について説明を行った後、委員による意見交換がなされた。

《意見等の概要》

【行政委員の報酬制度について】

- 現行制度の場合、会議に出席した委員と欠席した委員の報酬が同額であることや、1回しか勤務していない月まで月額で報酬を支払うというのは、違和感がある。
- 各行政委員が具体的にどのような職務に従事しているか等は、一般の人にはわかりにくい。
そのような中、他の都道府県が月額制から日額制・日額月額併用制へ改正しているという流れがあるということは、現行制度では透明性が不十分と判断したからではないか。
- 各行政委員会ごとに職責・職務が異なることから、制度を委員会ごとに異なるものにしても良いのではないか。
- 各行政委員会ごとに確かに職責・職務は異なるだろうが、いずれの委員会も「行政委員会」としての役割を果たしているという視点から見れば、委員会ごとに制度を変えるのは判断が難しいと思う。
- 行政委員の報酬は、会議等への出席だけで決められるものではない。
日額制とする場合、行政委員の職責や行動の制限をどのように報酬に評価できるのか。
一方で、各都道府県の状況を見ると、一部の委員会のみを日額化した府県が多いが、日額制が県民にとって、最も分かりやすい制度になるのだろうか。
- 日額制とした場合にいくらにするかを定めるにあたって、県民と行政委員の両方にとって適当と思える額を設定するのは、困難に思える。
- 「県民にとっての分かりやすさ」と「委員としての職責を一定評価」ということからいうと、日額月額併用制が適当であるように思う。
- 日額月額併用制にする場合には、月額と日額の配分等を決めるため、委員の職責や職務従事状況などを再度、確認する必要がある。

【教育長の給与について】

- 平成12年に法が改正された際に、教育長の給与について「特別職である」ということを考慮する必要があったと思う。
- 他府県の状況、奈良県の他の特別職とのバランスを見ながら決定することが適当だろう。

行政委員の報酬のあり方に係る 特別職報酬等審議会意見集約の方向

論点1 現行の制度（月額報酬制）を改める必要はあるか。

- 現行の月額報酬制は、社会情勢や財政状況に鑑み、見直しが必要。
- 見直しに当たっては、人材確保や透明性の観点が必要。

論点2 改める場合、その対象はすべての行政委員か、あるいは一部の行政委員か。

- 職責、職務の異なる委員会に評価は付けられず、委員会ごとに制度を変えるのは判断が困難。

論点3 改める場合、日額制、日額月額併用制等、どのような制度が適切か。

- 「委員としての職責の一定の評価（人材確保）」と「県民にとってのわかりやすさ（透明性の確保）」の観点から日額月額併用制が適当。

行政委員の報酬のあり方に係る論点と特別職報酬等審議会委員の意見

論 点	特別職報酬等審議会委員の意見	意見集約の方向
<p>○ 現行の制度（月額報酬制）を改める必要があるか。</p>	<p>・各行政委員会に適用した有為の人材を確保するためには、相応の報酬が必要となるのではない。 ・報酬のあり方について検討するには、業務量だけでなく人材確保の観点からも考えることが必要。 ・各行政委員の職務が重要、困難なものであることはよく分かるが、社会情勢や財政状況を考えることも必要。 ・現行制度の場合、会議に出席した委員と欠席した委員の報酬が同額であることや、1回しか勤務していない月で月額で報酬を支払うというのは、違和感がある。 ・各行政委員が具体的にどのような職務に従事しているか等は、一般の人にはわかりにくい。そのような中、他の都道府県が月額制から日額制・日額月額併用制へ改正しているという流れがあるということからは、現行制度では透明性が不十分と判断したからではないか。</p>	<p>→ 現行の月額報酬制を見直すことは必要 → 見直しに当たっては、人材確保や透明性の確保の観点が必要</p> <p>・現行の月額報酬制は、社会情勢や財政状況に鑑み、見直しが必要。見直しに当たっては、人材確保や透明性の確保の観点が必要。</p>
<p>○ 改める場合、その対象はすべての行政委員か、あるいは一部の行政委員か。</p>	<p>・行政委員会によって活動状況が異なると思われるので、個々に検討する必要があるのではない。 ・報酬のあり方の方の検討のため、各行政委員の活動状況等がわかる資料をもとに審議していくことが必要ではないか。 ・各行政委員会が設置された経緯や求められている役割を理解して検討することが必要。 ・各行政委員会ごとに職責・職務が異なることから、制度を委員会ごとに変えるものにしても良いのではないか。 ・各行政委員会ごとに確かに職責・職務は異なるだろうが、いずれの委員会も「行政委員会」としての役割を果たしているという観点から見れば、委員会ごとに制度を変えるのは判断が難しいと思う。</p>	<p>→ 各行政委員会の設置の経緯や役割により個々に判断すべき → しかし、月額報酬を支給しているいずれの委員会も「行政委員会」としての役割を果たしていることから、委員会ごとに制度を変えるのは判断が困難</p> <p>・職責、職務の異なる委員会に評価は付けられず委員会ごとに制度を変えるのは判断が困難</p>
<p>○ 改める場合、日額制、日額月額併用制等、どのような制度が適切か。</p>	<p>・勤務した日のみに対して報酬を支給すればよいという意見もあるだろうが、それ以外の日にも委員として必要な準備等を行うこともあり、実態として毎日業務に関わっているような状況のときもあるのではないか。 ・民間では報酬はあくまで労働の対価という位置付けだが、行政委員の場合は委員会に出席する以外の日常的な負担をどのように評価していくか。 ・行政委員の業務量が、活動回数だけでは測られないことや行政委員の職に就くことにより行動の制限があることがよく分かった。 ・本業を持って行政委員の業務に従事している人もいるので、本業への影響といったことも報酬のあり方を検討する上での観点の一つにすべきではないか。 ・委員会ごと活動回数に報酬の差があったり、また同じ委員会でも年度により異なるようであり、このような実態をどのように報酬に反映させることが適当かを検討しなければならぬ。 ・すでに多くの府県が行政委員の報酬についての考えをまとめ、報酬の支給方法を改めており、中には月額・日額以外に「月額日額併用制」という方法を用いている県がある。 ・他の府県がどのような考えのもと日額制、月額日額併用制に改めたかを参考にした。 ・行政委員の報酬は、会議等への出席だけで決められるものではない。日額制とする場合、行政委員の職責や行動の制限をどのように報酬に評価できるのか。一方で、各都道府県の実況を見ると、一部の委員会のみを日額化した府県が多いが、日額制が県民にとって、最も分かりやすい制度になるのだろうか。 ・日額制とした場合にいくらくにするかを定めるにあたって、県民と行政委員の両方にとって適当と思える額を設定するのは、困難に思える。 ・「県民にとっての分かりやすさ」と「委員としての職責を一定評価」ということからいうと、日額月額併用制が適当であるように思う。</p>	<p>→ 日額制が県民にとって最もわかりやすい制度である → が、行政委員の職責や行動の制限をどのように評価できるか → 「県民にとってのわかりやすさ」と「委員としての職責の一定の評価」の観点から日額月額併用制が適当</p> <p>・「委員としての職責の一定の評価（人材確保）」と「県民にとってのわかりやすさ（透明性の確保）」の観点から日額月額併用制が適当</p>
<p>○ 報酬額の水準はどうするか。</p>	<p>・行政委員の報酬のあり方を検討するにあたって、支給方法（月額制、日額制等）の適否だけを検討するのではなく、行政委員会ごと、委員長と委員との差を設けるべきか、設けるとすればどの程度の程度の差が適当か、各行政委員の職責等を見ながら検討していく必要があるのではないか。 ・日額月額併用制にする場合には、月額と日額の配分等を定めるため、委員の職責や職務従事の状態などを再度、確認する必要がある。</p>	

主な行政委員会委員の報酬の全国状況(平成24年8月時点)

【区分】 ○:月額制、●:日額制、◎:月額と日額の併用制、▲:委員長は月額制、委員は日額制

道府県名	学術委員会		選挙管理委員会		入浴委員会		公安委員会		労働委員会		監査委員会		利用委員会		内水面漁業管理委員会	
	年月日	区分	年月日	区分	年月日	区分	年月日	区分	年月日	区分	年月日	区分	年月日	区分	年月日	区分
1 兵庫	H4. 5. 1	○	H4. 5. 1	○	H4. 5. 1	○	H4. 5. 1	○	H4. 5. 1	○	H4. 5. 1	○	H4. 5. 1	○	H4. 5. 1	○
2 千葉	H5. 10. 1	○	H5. 10. 1	○	H5. 10. 1	○	H5. 10. 1	○	H5. 10. 1	○	H5. 10. 1	○	H5. 10. 1	○	H5. 10. 1	○
3 福井	H6. 1. 1	○	H6. 1. 1	○	H6. 1. 1	○	H6. 1. 1	○	H6. 1. 1	○	H6. 1. 1	○	H6. 1. 1	●	H6. 1. 1	●
4 石川	H6. 7. 1	○	H6. 7. 1	○	H6. 7. 1	○	H6. 7. 1	○	H6. 7. 1	○	H6. 7. 1	○	H6. 7. 1	○	H6. 7. 1	○
5 茨城	H7. 4. 1	○	H7. 4. 1	○	H7. 4. 1	○	H7. 4. 1	○	H7. 4. 1	○	H7. 4. 1	○	H22. 4. 1	●	H22. 4. 1	●
6 福島	H7. 10. 1	○	H7. 10. 1	○	H7. 10. 1	○	H7. 10. 1	○	H7. 10. 1	○	H7. 10. 1	○	H7. 10. 1	○	H7. 10. 1	○
7 長崎	H8. 10. 1	○	H8. 10. 1	○	H8. 10. 1	○	H8. 10. 1	○	H8. 10. 1	○	H8. 10. 1	○	H8. 10. 1	○	H8. 10. 1	○
8 岩手	H18. 4. 1	○	H18. 4. 1	○	H18. 4. 1	○	H18. 4. 1	○	H18. 4. 1	○	H18. 4. 1	○	H18. 4. 1	○	H18. 4. 1	●
9 宮城	H18. 4. 1	○	H18. 4. 1	○	H18. 4. 1	○	H18. 4. 1	○	H18. 4. 1	○	H18. 4. 1	○	H18. 4. 1	○	H18. 4. 1	○
10 埼玉	H18. 4. 1	○	H18. 4. 1	○	H18. 4. 1	○	H18. 4. 1	○	H18. 4. 1	○	H18. 4. 1	○	H18. 4. 1	○	H18. 4. 1	●
11 新潟	H18. 4. 1	○	H18. 4. 1	○	H18. 4. 1	○	H18. 4. 1	○	H18. 4. 1	○	H18. 4. 1	○	H22. 1. 1	●	H22. 1. 1	●
12 京都	H18. 4. 1	○	H23. 4. 1 (委員)	▲	H18. 4. 1	○	H18. 4. 1	○	H18. 4. 1	○	H18. 4. 1	○	H23. 4. 1	●	H18. 4. 1	●
13 和歌山	H18. 7. 1	○	H18. 7. 1	○	H18. 7. 1	○	H18. 7. 1	○	H18. 7. 1	○	H18. 7. 1	○	H18. 7. 1	○	H18. 7. 1	○
14 栃木	H20. 1. 1	○	H20. 1. 1	○	H20. 1. 1	○	H20. 1. 1	○	H20. 1. 1	○	H20. 1. 1	○	H20. 1. 1	○	H23. 4. 1	●
15 沖縄	H20. 4. 1	○	H20. 4. 1	○	H20. 4. 1	○	H20. 4. 1	○	H20. 4. 1	○	H20. 4. 1	○	H20. 4. 1	○	H20. 4. 1	○
16 青森	H22. 4. 1	◎	H22. 4. 1	◎	H22. 4. 1	◎	H22. 4. 1	◎	H22. 4. 1	◎	H22. 4. 1	◎	H22. 4. 1	◎	H22. 4. 1	◎
17 群馬	H22. 4. 1	○	H22. 4. 1	○	H22. 4. 1	○	H22. 4. 1	○	H22. 4. 1	○	H22. 4. 1	○	H22. 4. 1	●	H5. 4. 1	●
18 神奈川	H22. 4. 1	●	H22. 4. 1	●	H22. 4. 1	●	H22. 4. 1	○	H22. 4. 1	●	H22. 4. 1	▲	H22. 4. 1	●	H22. 4. 1	●
19 熊本	H22. 4. 1	◎	H22. 4. 1	◎	H22. 4. 1	◎	H22. 4. 1	◎	H22. 4. 1	◎	H22. 4. 1	◎	H22. 4. 1	◎	H22. 4. 1	◎
20 大分	H22. 4. 1	○	H22. 4. 1	●	H22. 4. 1	○	H22. 4. 1	○	H22. 4. 1	●	H22. 4. 1	○	H22. 4. 1	●	H22. 4. 1	●
21 秋田	H22. 11. 1	◎	H22. 11. 1	◎	H22. 11. 1	◎	H22. 11. 1	◎	H22. 11. 1	◎	H22. 11. 1	◎	H22. 11. 1	◎	H22. 11. 1	◎
22 愛媛	H22. 11. 1	●	H22. 11. 1	●	H22. 11. 1	●	H22. 11. 1	○	H22. 11. 1	●	H22. 11. 1	○	H22. 11. 1	●	H22. 11. 1	●
23 北海道	H23. 4. 1	○	H21. 4. 1	○	H21. 4. 1	○	H21. 4. 1	○	H23. 4. 1	○	H23. 4. 1	○	H21. 4. 1	●	H23. 4. 1	○
24 山形	H23. 4. 1	▲	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	▲	H23. 4. 1	▲	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	●
25 富山	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	●	H6. 1. 1	○	H23. 4. 1	●	H6. 1. 1	○	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	●
26 山梨	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	●
27 岐阜	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	○	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	○	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	●
28 三重	H23. 4. 1	◎	H23. 4. 1	◎	H23. 4. 1	◎	H23. 4. 1	◎	H23. 4. 1	◎	H23. 4. 1	◎	H23. 4. 1	◎	H23. 4. 1	◎
29 滋賀	H23. 4. 1	○	H23. 4. 1	○	H23. 4. 1	○	H23. 4. 1	○	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	○	H23. 4. 1	●	H8. 4. 1	●
30 岡山	H23. 4. 1	◎	H23. 4. 1	◎	H23. 4. 1	◎	H23. 4. 1	◎	H23. 4. 1	◎	H23. 4. 1	◎	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	●
31 広島	H23. 4. 1	◎	H23. 4. 1	◎	H23. 4. 1	◎	H23. 4. 1	◎	H23. 4. 1	◎	H23. 4. 1	◎	H23. 4. 1	◎	H23. 4. 1	◎
32 山口	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	●
33 高知	H23. 4. 1	○	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	○	H23. 4. 1	○	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	○	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	●
34 福岡	H23. 4. 1	○	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	○	H23. 4. 1	○	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	○	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	●
35 佐賀	H23. 4. 1	○	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	○	H23. 4. 1	○	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	○	H23. 4. 1	●	H23. 4. 1	●
36 愛知	H23. 8. 1	◎	H23. 8. 1	◎	H23. 8. 1	◎	H23. 8. 1	◎	H23. 8. 1	◎	H23. 8. 1	◎	H23. 8. 1	◎	H23. 8. 1	◎
37 徳島	H23. 8. 1	●	H23. 8. 1	●	H23. 8. 1	●	H23. 8. 1	●	H23. 8. 1	●	H23. 8. 1	●	H23. 8. 1	●	H23. 8. 1	●
38 香川	H23. 8. 1	◎	H23. 8. 1	◎	H23. 8. 1	◎	H23. 8. 1	◎	H23. 8. 1	◎	H23. 8. 1	◎	H23. 8. 1	◎	H23. 8. 1	◎
39 静岡	H23. 12. 1	●	H23. 12. 1	●	H23. 12. 1	●	H23. 12. 1	●	H23. 12. 1	●	H23. 12. 1	●	H23. 12. 1	●	H23. 12. 1	●
40 奈良	H23. 12. 1	○	H23. 12. 1	○	H23. 12. 1	○	H23. 12. 1	○	H23. 12. 1	○	H23. 12. 1	○	H23. 12. 1	○	H23. 12. 1	●
41 鳥取	H24. 1. 1	○	H24. 1. 1	●	H24. 1. 1	○	H24. 1. 1	○	H24. 1. 1	○	H24. 1. 1	○	H24. 1. 1	●	H24. 1. 1	●
42 宮崎	H24. 1. 1	◎	H24. 1. 1	◎	H24. 1. 1	◎	H24. 1. 1	◎	H24. 1. 1	◎	H24. 1. 1	◎	H24. 1. 1	◎	H24. 1. 1	◎
43 東京	H24. 4. 1	○	H24. 4. 1	○	H24. 4. 1	○	H24. 4. 1	○	H24. 4. 1	○	H24. 4. 1	○	H24. 4. 1	○	H24. 4. 1	●
44 長野	H24. 4. 1	◎	H24. 4. 1	◎	H24. 4. 1	◎	H24. 4. 1	◎	H24. 4. 1	◎	H24. 4. 1	◎	H24. 4. 1	●	H24. 4. 1	●
45 大阪	H24. 4. 1	●	H24. 4. 1	●	H24. 4. 1	●	H24. 4. 1	●	H24. 4. 1	●	H24. 4. 1	●	H24. 4. 1	●	H24. 4. 1	●
46 島根	H24. 4. 1	○	H24. 4. 1	●	H24. 4. 1	○	H24. 4. 1	○	H24. 4. 1	○	H24. 4. 1	○	H24. 4. 1	●	H24. 4. 1	●
47 鹿児島	H24. 4. 1	○	H24. 4. 1	○	H24. 4. 1	○	H24. 4. 1	○	H24. 4. 1	○	H24. 4. 1	○	H24. 4. 1	●	H24. 4. 1	●

都道府県名	教育委員会			選挙管理委員会			人事委員会			公安委員会			労働委員会						監査委員			取用委員会			内水面管理委員会							
	委員長 月額	委員 月額	委員 日額	委員長 月額	委員 月額	委員 日額	委員長 月額	委員 月額	委員 日額	委員長 月額	委員 月額	委員 日額	委員長 月額	委員 月額	委員 日額	委員長 月額	委員 月額	委員 日額	委員長 月額	委員 月額	委員 日額	委員長 月額	委員 月額	委員 日額	委員長 月額	委員 月額	委員 日額	委員長 月額	委員 月額	委員 日額		
青森 H22.4.1	98,000	20,000	18,000	98,000	20,000	18,000	98,000	20,000	18,000	88,000	18,000	18,000	98,000	20,000	18,000	84,000	18,000	18,000	89,000	18,000	18,000	36,000	20,000	18,000	36,000	20,000	18,000	27,000	20,000	18,000		
愛知 H23.8.1	180,000	26,000	24,000	180,000	26,000	24,000	180,000	26,000	24,000	160,000	24,000	24,000	180,000	26,000	24,000	175,000	24,000	24,000	250,000	24,000	24,000	133,000	26,000	24,000	133,000	26,000	24,000	39,200	26,000	24,000		
広島 H23.4.1	122,000	24,400	22,200	122,000	24,400	22,200	122,000	24,400	22,200	117,000	22,200	22,200	122,000	24,400	22,200	117,000	22,200	22,200	143,000	22,200	22,200	122,000	24,400	22,200	122,000	24,400	22,200	37,000	24,400	22,200		
宮崎 H24.1.1	117,000	19,500	15,600	112,000	19,500	15,600	112,000	19,500	15,600	91,500	15,600	15,600	110,000	19,500	15,600	91,500	15,600	15,600	104,000	19,500	15,600	48,500	19,500	15,600	48,500	19,500	15,600	23,000	19,500	15,600		
月額改正前額の1/2県の平均	129,250	22,475	19,950	128,000	22,475	19,950	128,000	22,475	114,375	19,950	19,950	127,500	22,475	19,950	105,250	19,950	19,950	146,500	20,925	19,950	86,625	22,475	19,950	86,625	22,475	19,950	73,250	19,950	19,950			
秋田 H22.11.1	185,000	月額制	172,000	月額制	70,000	20,000	70,000	20,000	172,000	月額制	172,000	月額制	185,000	月額制	172,000	57,000	20,000	20,000	37,000	20,000	20,000	66,000	20,000	20,000	66,000	20,000	20,000	11,000	20,000	8,000		
長野 H24.4.1	94,000	25,600	23,000	75,600	25,600	23,000	81,600	25,600	64,000	23,000	23,000	81,600	25,600	23,000	55,000	23,000	23,000	81,600	23,000	23,000	25,600	23,000	23,000	25,600	23,000	23,000	25,600	23,000	23,000			
三重 H23.4.1	76,000	21,000	21,000	65,000	21,000	21,000	71,000	21,000	61,000	21,000	21,000	65,000	21,000	21,000	59,000	21,000	21,000	76,000	21,000	21,000	28,000	21,000	21,000	28,000	21,000	21,000	25,000	21,000	22,000	21,000		
熊本 H22.4.1	86,000	25,700	23,100	72,000	25,700	23,100	72,000	25,700	61,000	23,100	23,100	73,000	25,700	23,100	55,000	23,100	23,100	72,000	25,700	23,100	43,000	25,700	23,100	43,000	25,700	23,100	36,000	23,100	15,000	25,700	12,000	
月額改正前額の1/3県の平均	85,333	24,100	22,367	70,650	23,075	21,775	74,867	24,100	62,000	22,367	22,367	72,400	23,075	21,775	54,500	21,775	21,775	66,650	22,425	22,367	46,667	22,233	21,367	46,667	22,233	21,367	30,333	21,367	16,000	22,233	12,667	
岡山 H23.4.1	45,000	35,000	30,000	45,000	35,000	30,000	45,000	35,000	35,000	30,000	30,000	45,000	35,000	30,000	30,000	30,000	30,000	45,000	35,000	30,000	35,000	30,000	30,000	35,000	30,000	30,000	35,000	30,000	30,000			
香川 H23.8.1	191,000	月額制	180,000	月額制	191,000	月額制	180,000	月額制	180,000	月額制	180,000	月額制	191,000	月額制	180,000	38,000	28,000	28,000	338,000	月額制	338,000	41,000	30,000	28,000	41,000	30,000	28,000	38,000	28,000	8,000	30,000	7,000

は、すべての委員会が月額併用制を採用している県である。

月額併用制の場合の報酬額設定の考え方（案）

月 額 部 分	日 額 部 分	案
<p>はなく、職務や勤務日数に現れない基本報酬を評価することから、本報の報酬を支給することから、職責の重さや活動の内容に考慮する。現行の月額の3割を考慮する。</p> <p>現行月額額の2/3</p>	<p>附属機関の委員報酬月額</p> <p>○報酬支給の透明性を確保し、県民にとってもわかりやすい制度とするために、勤務日数に基いた日額報酬を支給することから、適当と考慮し、その水準については、登庁日等の活動の内容を考慮し、附属機関の委員報酬月額を採用する。</p> <p>○なお、委員長（会長）は職責等を加味し、現行の報酬額の委員に対すする同比率で加算する。</p>	案 1
<p>行政委員には、執行機能的業務と負担が重い職務を担うことにより、執行機能的業務と負等報で考慮する。</p> <p>○行政委員には、執行機能的業務と負等報で考慮する。現行の月額の1と1との割合で、職員の日額を評価する。</p> <p>○なお、委員長（会長）は職責等を加味し、現行の報酬額の委員に対すする同比率で加算する。</p> <p>現行月額額の1/2</p>	<p>内水面漁場管理委員会の委員報酬月額</p> <p>○報酬支給の透明性を確保し、県民にとってもわかりやすい制度とするために、勤務日数に基いた日額報酬を支給することから、適当と考慮し、その水準については、委員の職責を考慮し、9割（900円）より高く、一方、月額（34,900円）より高く、委員報酬（34,900円）より低く設定することから、現行の行政委員の報酬より低く設定することから、委員報酬で、既に日額として設定している内水面漁場管理委員会の委員報酬月額を採用する。</p> <p>○なお、委員長（会長）は職責等を加味し、現行の報酬額の委員に対すする同比率で加算する。</p>	案 2
<p>は、職務や勤務日数に現れない基本報酬として評価することから、本報の報酬を支給することから、職責の重さや活動の内容に考慮する。現行の月額の3割を考慮する。</p> <p>現行月額額の1/3</p>	<p>代表監査委員の報酬月額額の1/30</p> <p>○報酬制度としての「わかりやすさ」及び報酬支給の根拠である地方自治法第203条の2第2項の趣旨を尊重し、勤務日数に基いた日額報酬を支給することから、本県の審議会の水準に考慮し、委員の職責を考慮することから、国議の水準（10,900円）より高く、一方、月額（34,900円）より高く、委員報酬（34,900円）より低く設定することから、現行の代表監査委員の報酬月額（30割）より低く設定することから、委員報酬で、既に日額として設定している内水面漁場管理委員会の委員報酬月額を採用する。</p> <p>○なお、委員長（会長）は職責等を加味し、現行の報酬額の委員に対すする同比率で加算する。</p>	案 3

○行政委員報酬改定額試算

は、現行月額に対して70%を下回る部分

役職区分	人数	H23 活動 回数	現行 月額	案1 月額：現行月額 $\times 2/3$ 日額：附属機関の委員報酬日額 (委員長は現行委員報酬との比率を上乘せ)				案2 月額：現行月額 $\times 1/2$ 日額：内水面漁場管理委員会の委員報酬日額 (委員長は現行委員報酬との比率を上乘せ)				案3 月額：現行月額 $\times 1/3$ 日額：代表監査報酬月額 $\times 1/30$ (委員長は現行委員報酬との比率を上乘せ)						
				月額部分	日額部分	1月あたり の 報酬額	現行制度との比較 (1月あたり)	月額部分	日額部分	1月あたり の 報酬額	現行制度との比較 (1月あたり)	月額部分	日額部分	1月あたり の 報酬額	現行制度との比較 (1月あたり)			
教育委員会	委員長	1	210,100	140,000	11,900	199,500	$\Delta 10,600$	95.0%	105,000	14,990	179,950	$\Delta 30,150$	85.4%	70,000	20,000	170,000	$\Delta 40,100$	80.9%
	委員	4	192,300	128,000	10,900	160,700	$\Delta 31,600$	83.6%	96,000	13,720	137,160	$\Delta 55,140$	71.4%	64,000	18,300	118,900	$\Delta 73,400$	61.9%
選挙管理 委員会	委員長	1	210,100	140,000	11,900	163,800	$\Delta 46,300$	78.0%	105,000	14,990	134,980	$\Delta 75,120$	64.2%	70,000	20,000	110,000	$\Delta 100,100$	52.4%
	委員	3	192,300	128,000	10,900	138,900	$\Delta 53,400$	72.2%	96,000	13,720	109,720	$\Delta 82,580$	57.1%	64,000	18,300	82,300	$\Delta 110,000$	42.8%
人事委員会	委員長	1	210,100	140,000	11,900	199,500	$\Delta 10,600$	95.0%	105,000	14,990	179,950	$\Delta 30,150$	85.4%	70,000	20,000	170,000	$\Delta 40,100$	80.9%
	委員	2	192,300	128,000	10,900	160,700	$\Delta 31,600$	83.6%	96,000	13,720	137,160	$\Delta 55,140$	71.4%	64,000	18,300	118,900	$\Delta 73,400$	61.9%
公安委員会	委員長	1	210,100	140,000	11,900	223,300	13,200	106.3%	105,000	14,990	209,930	$\Delta 170$	99.6%	70,000	20,000	210,000	$\Delta 100$	100.0%
	委員	2	192,300	128,000	10,900	193,400	1,100	100.6%	96,000	13,720	178,320	$\Delta 13,980$	92.8%	64,000	18,300	173,800	$\Delta 18,500$	90.4%
労働委員会	会長	1	210,100	140,000	11,900	199,500	$\Delta 10,600$	95.0%	105,000	14,990	179,950	$\Delta 30,150$	85.4%	70,000	20,000	170,000	$\Delta 40,100$	80.9%
	委員	10	192,300	128,000	10,900	160,700	$\Delta 31,600$	83.6%	96,000	13,720	137,160	$\Delta 55,140$	71.4%	64,000	18,300	118,900	$\Delta 73,400$	61.9%
収用委員会	公益委員	4	200,100	133,000	11,300	166,900	$\Delta 33,200$	83.4%	100,000	14,280	142,840	$\Delta 57,260$	71.3%	66,000	19,000	123,000	$\Delta 77,100$	61.8%
	会長	1	210,100	140,000	11,900	175,700	$\Delta 34,400$	83.6%	105,000	14,990	149,970	$\Delta 60,130$	71.3%	70,000	20,000	130,000	$\Delta 80,100$	61.9%
監査委員	委員	6	192,300	128,000	10,900	160,700	$\Delta 31,600$	83.6%	96,000	13,720	137,160	$\Delta 55,140$	71.4%	64,000	18,300	118,900	$\Delta 73,400$	61.9%
	議会議員	2	109,000	72,000	6,100	102,500	$\Delta 6,500$	94.0%	54,000	7,770	92,850	$\Delta 16,150$	85.3%	36,000	10,300	87,500	$\Delta 21,500$	80.6%
委員	1	210,100	140,000	11,900	199,500	$\Delta 10,600$	95.0%	105,000	14,990	179,950	$\Delta 30,150$	85.4%	70,000	20,000	170,000	$\Delta 40,100$	80.9%	

年間所要額	92,174,400
-------	------------

年間所要額	78,867,600
現行額との差	$\Delta 13,306,800$

年間所要額	68,100,720
現行額との差	$\Delta 24,073,680$

年間所要額	60,087,600
現行額との差	$\Delta 32,086,800$

●代表監査委員：報酬月額 550,000円 550,000円 $\times 1/2 \times 1/30 = 13,095 \rightarrow 13,000$ 円
550,000円 $\times 1/30 = 18,333 \rightarrow 18,300$ 円

●委員を1とした場合の比率

委員長(会長)	1.093
公益委員	1.041
議会議員	0.567

●端数処理

月額部分：千円未満切り捨て
日額部分：百円未満切り捨て
(案2は十円未満切り捨て)

教育長の給与のあり方に係る 特別職報酬等審議会意見集約の方向

論点1 現行の給与水準を改める必要はあるか。

【特別職報酬等審議会委員の意見】

- ・従来、奈良県の教育長は、県職員を一般職から引き続き登用してきたことにより、給与は一般職の職員の給与の例によることとしてきた。
- ・平成12年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ、教育長が特別職として明確に位置付けられた。
- ・しかし、それ以降も、給与については、一般職の職員の給与の例によることとしてきた。
- ・平成12年に法が改正された際に、教育長の給与について「特別職である」ということを考慮する必要があったと思う。
- ・教育を取り巻く環境が複雑化しているとともに、行政との強い連携を求められるなど、教育長の職の重要性が高くなっていること、また、今後、民間からの登用など、より広い視野を持つ高度な人材の確保を考慮すると、給与についても特別職としての位置付けを明確にし、一定の水準とすることが必要である。

- 教育長の職の重要性や人材確保の観点から、給与についても特別職としての位置付けを明確にし、一定の水準に改めることが必要。

論点2 改める場合、給料月額等の水準はどうするか。

【特別職報酬等審議会委員の意見】

- ・他府県の状況、奈良県の他の特別職とのバランスを見ながら決定することが適当だろう。
- 給料月額等の水準については、他府県の状況、他の特別職とのバランスを勘案し判断。

○教育長の給料月額改定額試算

案	給料			地域			期末			
	月額	全国順位	年額	月額	年額	6月	12月	年額	年収	全国順位
① 知事の給料月額を100とした場合の教育長の指数、全国平均63.08で計算 1,214,000円×0.6308=765,791円	766,000	37位	9,192,000	30,640	367,680	1,606,455	1,778,575	3,385,030	12,944,710	29位
② 副知事を超えず代表監査委員を下回らない額 (947,000円+550,000円)÷2=748,500円	749,000	39位	8,988,000	29,960	359,520	1,570,802	1,739,103	3,309,905	12,657,425	30位
③ 常勤の監査委員の報酬月額を100とした場合の教育長の指数、全国平均124.05で計算 550,000円×1.2405=682,275円	682,000	45位	8,184,000	27,280	327,360	1,430,290	1,583,535	3,013,825	11,525,185	42位
④ 都道府県の教育長の給料月額の平均額	819,000	20位	9,828,000	32,760	393,120	1,717,606	1,901,636	3,619,242	13,840,362	19位

給料月額との対比	指数				全国平均との差				
	案①	案②	案③	案④	全国平均	案①	案②	案③	案④
知事を100とした場合	63.09	61.69	56.17	67.46	63.08	0.01	△ 1.39	△ 6.91	4.38
議員を100とした場合	98.45	96.27	87.66	105.26	98.80	△ 0.35	△ 2.53	△ 11.14	6.46

<参考1> 県の特別職

	給料(報酬)				地域				期末							
	月	全国順位	年	年	月	年	6月	12月	年	年	6月	12月	年	年収	全国順位	
																案①
知事	1,214,000	42位	14,568,000	48,560	582,720	2,546,000	2,818,786	5,364,786	20,515,506	31位						
副知事	947,000	42位	11,364,000	37,880	454,560	1,986,048	2,198,839	4,184,887	16,003,447	31位						
議長	965,000	31位	11,580,000	-	-	1,958,950	2,168,837	4,127,787	15,707,787	28位						
副議長	843,000	36位	10,116,000	-	-	1,711,290	1,894,642	3,605,932	13,721,932	34位						
議員	778,000	37位	9,336,000	-	-	1,579,340	1,748,555	3,327,895	12,663,895	35位						

<参考2> 県内市の教育長(上位5市)

	給料				地域				期末						
	月	年	率	年	月	年	6月	12月	年	年	6月	12月	年	年収	
															案①
奈良市	792,000	9,504,000	10%	950,400	79,200	950,400	1,740,816	1,927,332	3,668,148	14,122,548					
大和郡山市	705,000	8,460,000	7%	592,200	49,350	592,200	1,514,058	1,676,278	3,190,336	12,242,536					
天理市	671,000	8,052,000	10%	805,200	67,100	805,200	1,474,858	1,632,878	3,107,736	11,964,936					
桜井市	730,000	8,760,000	0%	0	0	0	1,481,900	1,640,675	3,122,575	11,882,575					
生駒市	705,000	8,460,000	6%	507,600	42,300	507,600	1,502,214	1,663,165	3,165,379	12,132,979					

行政委員の報酬のあり方に関する意見書の構成（案）

- 1 はじめに
(検討の背景)
- 2 行政委員報酬をとりまく状況の推移等
 - (1) 報酬の支給根拠
(地方自治法の根拠、条例の根拠)
 - (2) 全国の訴訟の状況
(本県の訴訟の状況、他府県の訴訟の状況)
 - (3) 全国の報酬見直しの状況
- 3 行政委員の報酬のあり方について
 - (1) 本県の行政委員会の概要及び活動状況等
 - (2) 基本的な考え方
(県民にとってわかりやすい報酬制度とするため勤務日数に応じた日額報酬が適当であるが、行政委員の職責や定量的に把握できない活動を評価するため月額報酬を支給することも必要)
 - (3) 報酬の体系及び水準
(日額月額併用制への改正、金額の水準の考え方)
 - (4) 見直し案
(具体的見直し案)
- 4 教育長の給与等のあり方について
 - (1) 本県の教育長の給与等の状況
 - (2) 基本的な考え方
(教育長の職の重要性が高くなっていることや、人材確保の観点から、給与についても特別職としての位置付けを明確にすることが必要)
(その水準は、他府県の状況、本県の他の特別職とのバランスを勘案)
 - (3) 見直し案
(具体的見直し案)
- 5 まとめ
(社会情勢や役割の変化を踏まえて見直しを行うこと)
(行政委員の活動状況を県民にPRすること)